

複数科受診に再診料

4月から病院や診療所を受診したときの治療や検査にかかる費用が変わる。また、抗がん剤投与などで外来負担が大きかった人は事前手続きをすれば、窓口で一定額を超えた支払いをせずに済む。医療に関する変更点を、いくつか選んでお伝えする。(佐藤好美)

負担増を考慮？

内科と整形外科、内科と眼科など、同じ日に同じ医療機関で2つの診療科を再診する場合、4月からは2科めでも再診料がかかる。慢性疾患などで複数受診をする高齢者には負担増となりそう。

これまでは、例えば内科を再診するついでに同じ病院の整形外科を再診しても、再診料は1科分しかかからなかった。4月からは2科めにも再診料340円(自己負担は1〜3割)がかかる。患者負担は重くなるが、医師らが、かねて「別の日の診察なら請求できるの

4月から医療の変更

に、同じ日だと2科めの再診料を請求できないのは、医師の技術が評価されないよつで著しくやる気が下がる」と算定を求めていた。負担増を考慮してか、2科めの再診料は1科めのほぼ半額。同じ病気が原因で複数の診療科にかかる場合や、同じ医師が2つの診療科を診る場合は対象にならない。

時間外対応

「時間外だけれど、かかりつけ医に相談できれば」と思った経験は誰でも

一度や二度はあるのでは。患者が夜間に病院に駆け込むのを避ける意味もあり、診療所で時間外もかかりつけの患者の相談に応じる所には加算がある。だが、届け出をする診療所は、石川県が5割超と際立つものの、全国平均は23%にとどまる。

多くの診療所が手を挙げることが期待され、4月から「時間外対応加算」と名前を変えて再スタートする。

医師の間で「24時間対応が必須」との誤解もあったため、対応方法が明確化された。①患者の問い合わせに診療所で常に対応②夜間の救急医療機関を案内③深夜や休日は留守番電話などで救急医療機関を案内④複数の診療所が連携し、当番診療所が夜間にも対応。



4月から医療サービスにもさまざまな変更があるが、安心な暮らしにつながるか。(本文とは関係ありません)

外来で高額療養費の精算

抗がん剤など高額な薬の外来投与が広がる中で、患者から「窓口負担の心配なく、治療ができるようにしてほしい」との声が上がっていたが、4月から現行制度が少し使いやすくなりそう。

病院や診療所にかかったときの窓口負担は年齢や所得によって1〜3割だが、その負担が限度額を超える、払い戻しが受けられる「高額療養費制度」がある。入院の際には退院時の

精算が可能だったが、外来ではこれまで窓口精算ができません、いったん限度額を超える分も支払わなければならなかった。しかし、4月からは外来診療でも「認定証」などを示せば、限度額を超える分は支払わずに済む。

月の限度額は年齢や所得に応じて異なる。表に示すように、70歳以上の非課税世帯でない人は事前手続きの必要はない。

「高額療養費制度」がある。入院の際には退院時の

加入する健康保険組合の窓口や、市町村の国民健康保険などで「認定証(限度額適用認定証)」を受け、それを医療機関の窓口で提示する。

ただし、70〜75歳未満の人は、診察に通常必要な「高齢受給者証」を、75歳以上の人は「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示する。

出は診療所単位だから、患者個人ができることは少ないが、患者も日頃からかかりつけ医と信頼関係を築き、地域医療をつくっていく素地が必要だ。

土日入院費減額

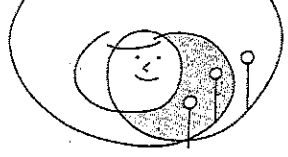
中には、せちがらい改定もある。入院に占める金曜日や月曜退院の割合が特に高い病院は10月から、手術や高額な処置を伴わない土日の入院費が減額される。

厚生労働省によると、入院の曜日別で平均入院日数が長いのは、金曜日や月曜退院。厚労省は、数は少ないものの必要のない週末入院の多い病院の報酬を下げて医療費の効率化につなげたい意向だ。

開業医からは「週末に急変しそうな在宅患者に金曜に入院してもらうことはある。土日は病院側も非常勤医師勢なので、常勤医のいる金曜日に引き継ぎたいのに」(千葉県の開業医)と不安の声も上がる。しかし、減額になる医療機関は少なく、通常の対応に影響は出ない見通しだ。

だが、該当病院の周辺では、関係者が「余波」に悩む。退院患者を受け入れる側の連携医療機関の院長は「病院の中には、金曜日や月曜退院を、週末にベッドを空けない手段にしていた所はある。今後、今までとは逆に週末に患者を出してあげれば、受け入れサイドでは土曜日午後の医師配置を常勤医で組む必要がありそうです」と言っている。経過措置が設けられたが、実施まで影響が読み切れない。

ゆうゆうLife



高額療養費の負担限度額

年齢区分	所得区分	通常負担限度額	頻回の対象者	
70歳未満の人	上位所得者 (月収53万円以上)	15万円+(医療費-50万円)×1%	8万3400円	
	一般所得者	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%	4万4400円	
	低所得者 (住民税非課税)	3万5400円	2万4600円	
70歳以上の人	現役並み所得者 (月収28万円以上)	4万4400円	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%	4万4400円
	一般所得者	1万2000円	4万4400円	—
	低所得者 (注2)	8000円	2万4600円	—
	低所得者 (住民税非課税)(注1)		1万5000円	—

注1:年金収入のみの人の場合、年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの人
注2:注1以外の人

外来(個人ごと) 負担限度額

70歳未満の人

70歳以上の人

注1:年金収入のみの人の場合、年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの人

注2:注1以外の人